高松市青少年健全育成キャラクター
「育実ちゃん」貸出等について

「育実ちゃん」は、高松市青少年健全育成活動のPRキャラクターで、青少年健全育成市民会議、少年育成委員連絡協議会、少年育成センターが共同で製作しました。

高松市の青少年の健全育成に関する啓発活動など、皆様に愛され、広く親しんでもらえるようなキャラクターとして頑張りますので、応援をよろしくお願いします！！

また、青少年の健全育成に資する団体への「育実ちゃん」貸出を行い、着ぐるみの効果的な利用を図ります。

１　育実ちゃんのイメージ

◉育実ちゃんは、女の子です。

◉育実ちゃんは、喋りません。

◉着ぐるみ着用者の基準身長は、１６５㎝です。

※背の高い方が着用した場合、着ぐるみの身長が大きくなり、小さな子どもから見るととても大きく見えます。

２　育実ちゃんの貸出について

（使用できる団体）

① 高松市内の幼稚園（こども園）、小学校、中学校、高等学校など教育機関

② 高松市青少年健全育成市民会議の構成団体及び青少年の健全育成に資する団体

③ 教育委員会が、青少年の健全育成の趣旨に照らし、適当であると認めた団体

（貸出期間）

① 着ぐるみの貸出期間は、１０日以内。ただし、教育委員会が認める場合を除く。

② イラストの使用期間は、無期限とする。

（使用申請）

着ぐるみを使用する時は、使用に関する要領第６条に規定された使用申請書(様式第１号)を少年育成センターに提出してください。

※使用に関する要領第６条

着ぐるみ又はイラストを使用しようとする者は、使用申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

（貸出方法等について）

◉貸出・返却場所は、少年育成センターです。

◉返却するときには、破損等がないか少年育成センター職員に確認してもらってください。

◉着ぐるみを破損した場合は、少年育成センター職員に申し出て指示に従ってください。

◉汚れたり、破損したりした場合は、クリーニング代や修繕費を負担していただくことがありますので、着ぐるみの取扱いには十分ご注意願います。

３　着ぐるみ着用について

着ぐるみ着用をする時は、「育実ちゃん」貸出時にお渡しする取扱いマニュアルを熟読の上、丁寧に取り扱ってください。

４　その他

◉着ぐるみ着用時は、必ず同伴できるサポートスタッフの確保をお願いします。

※キャラクターは視野が狭く、中に入っている方だけでは周辺状況の把握は困難です。

※着ぐるみの中は、高温多湿になりますので、熱中症への対策を十分に行ってください。

◉着ぐるみの使用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行ってください。事故等が発生した場合、それに係る損失補償等は一切負担できません。



連絡先：高松市少年育成センター 電話：０８７−８３９−２６３５